

神崎市障がい者計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、神崎市障がい者計画策定業務委託事業者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

神崎市障がい者計画策定業務委託

(2) 業務内容

「神崎市障がい者計画策定業務委託仕様書」による

(3) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

(2) 令和5・6年度の神崎市入札参加資格登録を受けている者であること。

ただし、登録を受けていない者であっても、参加表明書と併せて神崎市物品の製造、修理又は購入に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（平成18年3月20日規程第24号）に基づく、入札参加資格審査申請書を提出したうえで、資格を有すると認められる者は参加できることとする。この参加資格の審査は、神崎市建設工事等入札資格審議会（以下「入札資格審議会」という。）規定に基づき行う。なお、審査の結果は、参加表明書を提出した者全てに書面および電子メールで通知する。

(3) 地方公共団体が発注した各種行政計画に係る受託実績を有していること。

(4) 参加表明書の提出日から契約締結日までの期間で、佐賀県及び本市から指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（昭和11年法律第225号）に基づく再生手続きの申し立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたものを除く。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係

を有している者でないこと。

(7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(8) その他入札資格審議会が必要と認めた要件

4 選定方法

本市に「神崎市障がい者計画策定業務委託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、得点の高い順から最優秀者及び次点者を選定する。なお、最優秀者又は次点者が同点となった場合は、選定委員会の審議により決定する。

なお、選定は、「神崎市障がい者計画策定業務委託者評価部会（以下「評価部会」という。）」の部会員が書面審査及び企画提案書説明会において採点及び評価した結果に基づき行う。

選定スケジュール

項 目	日 時 等
公告（公募開始）	令和5年6月30日（金）
参加表明書質問票受付期間	令和5年6月30日（金）から 令和5年7月 4日（火）午後5時まで
参加表明書質問票回答期限	令和5年7月 6日（木）
参加表明書提出期限	令和5年7月 7日（金）午後5時まで
参加資格審議会	令和5年7月10日（月）
参加資格審査結果の通知	令和5年7月11日（火）
企画提案書等質問票受付期間	令和5年7月11日（火）から 令和5年7月13日（木）午後5時まで
企画提案書等質問票回答期限	令和5年7月14日（金）
企画提案書等提出期限	令和5年7月19日（水）午後5時まで
第1次審査（書面審査）	令和5年7月下旬 ※予定
第2次審査（企画提案書等説明会）	令和5年7月下旬 ※予定
審査結果の通知	令和5年7月下旬 ※予定

5 質問方法

本業務委託に関する質問は、「質問票（様式3）」（以下「質問票」という。）に記入し、下記要領にて提出すること。

(1) 提出期限は、選定スケジュールのとおりとする。

(2) 質問は、質問票の様式を用いて電子メールで提出すること。送信に当たっては、表題を「神崎市障がい者計画策定業務についての質疑」とすること。原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信日時とし、受理しているかどうかの判断は市が行うものとする。ただし、電話による受理確認は差し支えない。

6 質問への回答

前項の質問に対する回答は、期限までに受け付けた質問について、下記の要領にて回答する。回答期限は、選定スケジュールのとおりとする。

- (1) 質問とその回答は、神崎市ホームページ上で公開する。
- (2) 質問を行った参加希望者名は公表しない。

7 参加表明書等の提出

参加希望者は、下記の参加表明書等の提出を行うものとする。

(1) 提出書類・必要部数

- ア 様式1 「参加表明書」 1部
- イ 様式2 「秘密保持誓約書」 1部
- ウ 任意様式「各種行政計画に係る実績が分かる書類（実績報告書）」 1部

※事業実績は平成25年度から令和4年度に実施したものとし、発注自治体、事業名称、実施年度、契約金額を記載すること。また、事業は元受けで実施したものを対象とする。

- エ 任意様式「会社概要」 1部
- オ 納税証明書の写し（※） 1部

※参加表明書提出の前3か月以内に発行された証明書で、国税、参加表明する者の所在地における道府県税又は都税、及び市町村民税又は特別区税の未納がないことを示すもの

なお、ア～エの書類については、社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者名の記載とその印を必ず押印したうえで提出すること。

(2) 提出方法及び提出窓口

ア 提出方法

事前に電話連絡のうえ、下記提出窓口まで直接持参すること。

イ 提出窓口

末尾記載の「13 問い合わせ先」と同じとする。

(3) 提出期間及び受付期間

ア 提出期間

選定スケジュール表のとおり（ただし土、日、祝日を除く。）

イ 受付

午前9時～正午まで、及び午後1時～午後5時まで。

8 提案書等の提出

参加希望者は、下記の要領で提案書等の提出を行うものとする。

(1) 提出期限は、選定スケジュール表のとおり（郵送の場合は必着）。

(2) 提出する提案は1案とし、持参又は書留郵送にて提出すること。それ以外の方法による提出は認めない。

(3) 企画提案書

ア 提案書は、表紙・目次・本編で構成すること。可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。

イ 本編は任意様式（A4版、横書き、両面印刷、枚数不問）とする。なお、図・表などはA3版折込も可とする。

ウ 文字は、11ポイント以上を使用し、提案書などの下段余白にページ番号を付すこと。

エ 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、審査が容易にできるような提案書の作成に努めること。

オ 提出部数は正本1部、副本10部とする。

カ 表紙は、「神崎市障がい者計画策定業務プロポーザル提案書」と記述し、正本にのみ代表者印の押印をすること。

【企画提案 内容】

以下の内容について明瞭に記載すること。

ア 法令や国・県・他自治体の動向を踏まえた内容及び社会的背景を理解した内容の提案

イ 本市の障がい者（児）を取り巻く環境や社会動向の整理・分析、また市の沿革や現況、将来性を把握し課題を整理でき、市の特色や地域性を把握した提案

ウ 住民ニーズを適切に把握し、計画に反映させるための具体的かつ効果的な調査分析の手法についての提案

エ 本市における有効な障がい福祉の推進に関する企画・提案についての提案

オ 計画策定にあたり考慮すべき情報や資料を、本市に提供する等のサポート体制に関する提案

カ 作業工程、スケジュールが具体的に設定されており、実現可能性・合理性がある提案

キ 仕様書を満たした上で、本市の特性、地域性、提案者の強みを活かした提案

(4) 見積書

ア サイズは A4 版とし、様式は任意とする。

イ 提出部数は、正本 1 部、副本 10 部とする。

ウ 提案書と同様に、正本にのみ代表者印の押印をすること。

9 失格要件

下記のいずれかに該当する場合は、当該参加希望者を失格とする。

(1) 本実施要領の 3 の参加資格を満たさなくなった場合。

(2) 選定委員会委員及び評価部会部会員に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。

(4) 指定する様式によらない場合。

(5) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。

(6) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

(7) 虚偽の記載がなされた場合。

10 審査概要

本プロポーザルにおける神崎市障がい者計画策定業務委託にあたっては、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受け、総合的に評価する。

(1) 1次審査（書面審査）

企画提案書等による書面審査を行う。提案書等の提出数が6者を超える場合には、1次審査上位5者によって2次審査（プレゼンテーション審査及び総合審査）を行う。

(2) 2次審査（プレゼンテーション審査及び総合審査）

ア 1事業者あたり制限時間30分（提案説明20分、質疑10分）によるプレゼンテーション審査を行い、その後、総合的に審査する。

イ 実施場所は、神崎市役所とする。

※時間等の詳細は、別途応募者に通知する。

ウ 事業者からの出席者は3名以内とする。

- エ 企画提案書を基に説明することとし、追加の資料配布は認めない。
- オ パソコン及びプロジェクター等の機材は市で準備する。機材を使用する場合は、データをUSBで持参すること。準備及び後片付けは制限時間内で行うこととする。

(3) 審査結果

ア 委託事業者の決定

選定委員による審査の結果を市長に報告し、神崎市障がい者計画策定業務委託に係る事業者を決定する。

契約に当たっては、本業務に最も適していると認められる最優秀者（1事業者）、次点者（1事業者）の順に締結相手方とする。

イ 審査結果の通知

1次審査及び2次審査に参加した全事業者に対し、審査結果を書面及び電子メールで通知する。

ウ 審査に関する問い合わせ

審査により、選定されなかった事業者は、審査結果について、結果通知到着後1週間以内に書面にて説明を求めることができるものとする。

1 1 参加の辞退

参加表明書提出後に辞退する事業者については、提供した資料を廃棄のうえ、「資料廃棄証明書」（任意様式）及び「参加辞退届」（様式4）を提出すること。その際、提出書類には社名の記載と社印の押印及び契約締結権限者氏名の記載とその印を必ず押印したうえで提出すること。

なお、提出にあたっては「7 参加表明書等の提出」の(2)に記載の提出窓口へ事前に電話連絡のうえ、持参・郵送により提出するものとする。

1 2 その他

- (1) 本プロポーザルに伴う、提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等の修正及び変更はできない。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された提案書等は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (5) 提出された提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する

ものとする。

- (6) 本市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (7) 提出された書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (8) 市が定める採点基準に満たない場合は失格とする。
- (9) 参加者が 1 社のみの場合においても、プレゼンテーション審査を行い、市の設定する基準点以上の場合には受託候補者とする。
- (10) 本要領に定めのない事項並びに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

1 3 問い合わせ先

神崎市 市民福祉部 高齢障がい課 障がい者福祉係 担当：武藤、福嶋
住 所：〒842-8601 佐賀県神崎市神埼町鶴 3542 番地 1
電 話：0952-37-0111（直通） Fax：0952-52-1120
E-Mail：kourei-syougai@city.kanzaki.lg.jp

様式 1

令和 年 月 日

神埼市長 内川 修治 様

住所（所在地）

事業者名

代表者職氏名

参 加 表 明 書

神埼市障がい者計画策定業務委託プロポーザルについて、関係書類を添えて参加します。

なお、本プロポーザルへの参加条件についてはすべて満たしており、また本参加表明書及び添付書類の記載事項については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 件名 神埼市障がい者計画策定業務委託

2. 添付書類

- | | |
|--------------------------------|-----|
| (1) 秘密保持誓約書（様式 2） | 1 部 |
| (2) 各種計画策定業務に係る実績が分かる書類（実績報告書） | 1 部 |
| (3) 会社概要 | 1 部 |
| (4) 納税証明書の写し | 1 部 |

秘 密 保 持 誓 約 書

神崎市障がい者計画策定業務委託プロポーザルへの参加に際し、神崎市より開示される秘密文書について、以下のとおり取り扱うことを確認します。

- (1) 秘密文書は、企画、技術提案にのみ利用し、関連するものののみ閲覧する。
- (2) 秘密文書の取り扱いに関し、使用者・保管場所を厳重に管理する。
- (3) 提案終了時にはすべての機密情報を廃棄する。
- (4) 神崎市の定める個人情報保護に関する条例等を遵守する。
- (5) 秘密情報を神崎市から開示された側の責により、発生した神崎市の損害を賠償する責めを負うものとする。

令和 年 月 日

神崎市長 内川 修治 様

住所（所在地）

事業者名

代表者職氏名

連絡先（担当者名）

（電話番号）

（FAX番号）

（E-mail）

様式3

神崎市障がい者計画策定業務委託プロポーザル

質 問 票

質 問 日	令和 年 月 日			
事業者名等	事業者名			
	住 所			
	担 当 者	所 属		
		氏 名		
		電話番号		
		E - m a i l		
件 名				
【内容】				

(これより下部は神崎市で記入しますので、事業者の方は記入しないでください。)

●上記の質問に対する回答

回 答 日	令和 年 月 日
【回答】	

様式 4

令和 年 月 日

神埼市長 内川 修治 様

住所（所在地）

事業者名

代表者職氏名

連絡先（担当者名）

（電話番号）

（E - mail）

参 加 辞 退 届

令和 年 月 日付けで参加しました神埼市障がい者計画策定業務委託プロポーザルについて、下記理由のとおり辞退します。

記

（辞退理由）